

## 要項第18号

### 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会地域活動支援センター運営委員会設置要項

#### （目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域活動支援センター（以下「センター」という。）運営規程第4条第2項の規定に基づき、本会地域活動支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項について定めるものとする。

#### （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）センターへの新規入所者の資格、健康状態、日常生活動作の状況、指導訓練の適正等についての審査及び判定に関すること。
- （2）センターに入所している者の入所要件の判定に関すること。
- （3）入所者の給与に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 入退所の審査及び判定は、次に掲げる入所基準に基づき総合的判断をするものとする。

- （1）本人及び保護者ともセンターの目的を理解している方
- （2）原則一人で通所できる方  
（一人での通所が不可能な場合、保護者等による送迎が可能な方）
- （3）15歳以上65歳位までの方
- （4）多動等がなく、作業の際等に落ち着いて机に向かえる方
- （5）暴力や暴言、窃盗、破損行為等、重大な迷惑行為をしない方
- （6）更衣、排泄、食事、歯磨き、掃除等の日常生活動作が自立している方
- （7）指導員及び他の入所者の言葉を理解して行動できる方
- （8）協調性や伝染病疾病の有無等、集団生活に支障がない方
- （9）ある程度の作業訓練が可能な方
- （10）保護者がセンターへの協力ができる方  
（入所とともに地域活動支援センター保護者会へ入会）
- （11）入所決定前に、センターにおいて2週間程度の現場実習を受けた方
- （12）かかりつけ医を持ち、定期受診をしている方

#### （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）本会職員

- ア 事務局長
- イ 美野里支所長
- ウ 生きがい支援グループ長
- エ 地域活動支援センターかな指導員1名

(2) 小美玉市福祉事務所社会福祉課障がい福祉係職員1名

(3) 地域活動支援センター保護者会長

(4) その他会長が特に必要と認める者

2 委員長は、本会事務局長をもって充てる。

3 充て職の委員がやむを得ない事情により、会議に出席できない場合には、補佐する者の代理出席及び採決に参加することを認める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要項は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年8月26日から一部改正する。